

○尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用できない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するために、尾張旭市ファミリーシップ制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ファミリーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力する関係（以下「パートナーシップ」という。）の2人が、家族であると約した関係及びパートナーシップの2人とその一方又は双方の子を始めとした三親等内の者（以下「近親者」という。）を含めて、家族であると約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの2人が、ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。
- (3) 申告 市に転入する前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する受領証等に類するものの交付を受けたパートナーシップの2人が、当該事実及びファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。
- (4) 宣誓等 宣誓又は申告のことをいう。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓等を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓等をしようとする者のうち、少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 宣誓等をしようとする者同士が婚姻（日本法により効力を認められる婚姻に限る。）をしていないこと。
- (4) 宣誓等をしようとする者同士以外の者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情を含む。）をしておらず、かつ、ファミリーシップを形成していないこと。
- (5) 宣誓等をしようとする者同士が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻を行うことができない者でないこと。ただし、宣誓等をしようとする者同士が養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった場合を除く。
- (6) 宣誓等をしようとする者の近親者を含めたファミリーシップの宣誓等をする場合で当該近親者が満15歳以上のときは、当該近親者にファミリーシップの一員となることについて承諾を得ている

こと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において尾張旭市ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、宣誓をしようとする者が指定する他の者に代筆させることができる。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 宣誓をしようとする者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 宣誓をしようとする者が現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したもの等をいう。いずれも宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 近親者を含めたファミリーシップを宣誓しようとする場合は、宣誓をしようとする者と近親者との関係を確認することができる書類（戸籍謄本等をいう。宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に市内に転入し、転入後1か月以内に、住民票の写し等市内への転入の事実を証明する書類を市長に提出するものとする。

5 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

(申告の方法)

第4条の2 申告をしようとする者は、自ら記入した尾張旭市ファミリーシップ宣誓継続申告書（第1号様式の2。以下「申告書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、申告をしようとする者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、申告をしようとする者が指定する他の者に代筆させることができる。

2 申告をしようとする者は、申告をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 転入前に連携自治体から交付を受けた第7条第1項に規定する受領証等に類するもの

(2) 申告をしようとする者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第3条第2号に規定する市内に転入予定である者は、申告をした日から3か月以内に市内に転入し、転入後1か月以内に、住民票の写し等市内への転入の事実を証明する書類を市長に提出するものとする。

る。

5 申告書の提出は、市長が指定する場所において行うものとし、申告をしようとする者のうち、少なくともいずれか一方が行うものとする。

6 前5項の規定による申告は、第4条の規定による宣誓をしたものとみなすものとする。

(本人確認)

第5条 宣誓等をしようとする者は、宣誓書又は申告書を提出するとき、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称の使用)

第6条 宣誓等をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書において、氏名と併せて通称（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を併記することができる。

2 前項の規定による通称の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項に規定する宣誓等をするとき提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第7条 第4条の規定により宣誓をした者（第4条の2第6項の規定により宣誓をしたものとみなされる者を含む。以下「宣誓者」という。）から宣誓書又は申告書の提出があったときは、市長は、宣誓等の要件を審査し、尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証（第2号様式。以下「受領証」という。）及び尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式。以下「受領証明カード」という。）に宣誓書又は申告書の写しを添付し、当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、宣誓等に通称を使用したときは、通称と共に戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証明カード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

2 受領証はファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、受領証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 受領証等の交付を受けた宣誓者は、当該受領証等の紛失等により受領証等の再交付を希望するときは、尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。ただし、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受ける場合は、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

- 2 宣誓者は、再交付申請書の提出の際は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受領証等を再交付するものとする。
- 4 前項に規定する再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓書又は申告書の内容変更の届出)

第9条 宣誓者は、宣誓等又は申告書に記載した事項に変更があった場合（第11条第1項各号に掲げる場合を除く。）は、尾張旭市ファミリーシップ宣誓等内容変更届（第5号様式。以下「変更届」という。）に、受領証等及び変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、変更届の提出の際は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の受領証等（宣誓者及び近親者の住所並びに連絡先のみを変更する場合を除く。）を当該宣誓者に交付するものとする。

(近親者の氏名等の削除)

第10条 受領証等に氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）が記載された満15歳以上の近親者は、市長に尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等記載内容削除申立書（第6号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された近親者（以下「申立者」という。）に係る受領証等から申立者の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

- 2 申立者は、申立書の提出の際は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、申立書の提出があったときは、その内容を確認し、申立者に係る受領証等を交付した宣誓者に対し申立書の提出があったことを通知の上、申立者の氏名等を削除した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（第7号様式。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する場合であって、宣誓者の一方が、他方の宣誓者の近親者と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望し、生計を同一とする場合は、この限りではない。

- (1) 宣誓者の一方又は双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
 - (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の双方が、市内に住所を有しなくなったとき。
 - (4) その他宣誓等の要件に該当しなくなったとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等を無効とし、宣誓者に返還を命ずることができる。
 - (1) 宣誓者が市長に宣誓書又は申告書を提出した時点において、第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

- (2) 宣誓書又は申告書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第4条第4項及び第4条の2第4項に規定する市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- (4) 前条第3項の規定により宣誓者に対し申立書の提出があったことを通知したとき。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受領証等の交付番号を市ホームページにて公表することができる。

- (1) 第1項の規定による返還届の提出時に、受領証等が添付されない場合
- (2) 前項の規定により受領証等の返還を命じられたにもかかわらず、宣誓者が返還しない場合
(宣誓書の保存期間)

第12条 市長は、宣誓者のファミリーシップが継続している限り、宣誓書又は申告書を保存する。ただし、第11条第1項の規定により返還届が提出されたときは、そのときから5年間保存の後、これを廃棄することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

尾張旭市ファミリーシップ宣誓書

年 月 日

尾張旭市長 殿

私たちは、尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとし、家族関係（ファミリーシップ）のもと暮らしていくことを宣誓し、署名します。

なお、宣誓に当たり、裏面確認書の内容を確認しました。

宣誓者		
(ふりがな)		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
(ふりがな)		
通称 *通称で宣誓する人のみ		
住所 (住民登録しているところ)		
日中の連絡先		

近親者		
(ふりがな)		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所 (住民登録しているところ)		

代筆者		
署名		代筆箇所
住所		

事実上思ふべきことが判明した場合、右様といたる字振書受領証及び字振書受

項目	確認事項
----	------

(要綱該当部分)	(該当項目に「✓」を、関係しない項目に「-」を付してください。)	
関係性 (第2条第1号)	・互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力すると約束した関係にあります。	☐
近親者との関係 (第2条第1号及び第3条第6号)	・一方又は双方の子を始めとした三親等内の近親者であり、家族として協力し合うことを約束した関係にあります。 ・満15歳以上の近親者は、ファミリーシップの一員となることを承諾しています。	☐
年齢 (第3条第1号)	・宣誓当日において、双方が満18歳に達しています。	☐
住所 (第3条第2号)	・双方又は一方が尾張旭市に住所を有しています。 ・双方とも市内在住でない場合、少なくとも一方が、3か月以内に市内への転入を予定しています。 転入予定者： 転入予定日：	☐
婚姻及び他のパートナーの有無 (第3条第3号及び第4号)	・双方に配偶者及び宣誓者以外のパートナーはいません。	☐
近親者でない (第3条第5号)	・直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族ではありません(双方が養子縁組によりこれに該当する場合を除く。)	☐
通称 (第6条)	・戸籍上の氏名ではありませんが、社会生活上通用しているものです。	☐
近親者の氏名等の削除 (第10条)	・満15歳以上の近親者は、自己の判断で、受領証等から氏名等を削除するよう市長に申し立てることができることを理解しています。	☐
宣誓の無効等 (第11条)	・宣誓内容に虚偽等が判明した場合は、当該宣誓を無効とし、交付番号を公表することに同意します。	☐
利用できる行政サービスの担当課から本宣誓担当課へ照会があった場合の情報提供について同意します。		☐
宣誓に関する事項及び上記確認事項に関して現況確認が必要と認める場合、住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、市長が調査することに同意します。		☐

例	已知 $\triangle ABC$ 中, $\angle A = 60^\circ$	例	已知 $\triangle ABC$ 中, $\angle A = 60^\circ$	题
---	---	---	---	---

様	個・免・旅・他 ()	様	個・免・旅・他 ()	No.
---	-------------	---	-------------	-----

第1号様式の2（第4条の2関係）

尾張旭市ファミリーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

私たちは、尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱に基づき、転出元の連携自治体において受領証等に類するものの交付を受けたこと及び次に掲げる事項を申告します。

なお、申告に当たり、裏面確認書の内容を確認しました。

申告者		
(ふりがな)		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
(ふりがな)		
通称 *通称で宣誓する人のみ		
新住所 (住民登録に基づくもの)		
前住所 (住民登録に基づくもの)		
日中の連絡先		
宣誓日	(転出元の連携自治体の受領証等に類するものに記載されている日) 年 月 日	

近親者		
(ふりがな)		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所 (住民登録しているところ)		

代筆者		
署名		代筆箇所
住所		

ファミリーシップ宣誓継続申告に関する確認書

私たちは、尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱に基づき、次に掲げる事項を確認しました。

事実と異なることが判明した場合は、交付された宣誓書受領証及び宣誓書受領証明カードを尾張旭市に返還します。

項目 (要綱該当部分)	確認事項 (該当項目に「✓」を、関係しない項目に「ー」を付してください。)	
関係性 (第2条第1号)	・互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力すると約束した関係にあります。	☐
近親者との関係 (第2条第1号及び第3条第6号)	・一方又は双方の子を始めとした三親等内の近親者であり、家族として協力し合うことを約束した関係にあります。 ・満15歳以上の近親者は、ファミリーシップの一員となることを承諾しています。	☐
年齢 (第3条第1号)	・申告当日において、双方が満18歳に達しています。	☐
住所 (第3条第2号)	・双方又は一方が尾張旭市に住所を有しています。 ・双方とも市内在住でない場合、少なくとも一方が、3か月以内に市内への転入を予定しています。 転入予定者： 転入予定日：	☐
婚姻及び他のパートナーの有無 (第3条第3号及び第4号)	・双方に配偶者及び宣誓者以外のパートナーはいません。	☐
近親者でない (第3条第5号)	・直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族ではありません（双方が養子縁組によりこれに該当する場合を除く。）。	☐
通称 (第6条)	・戸籍上の氏名ではありませんが、社会生活上通用しているものです。	☐
近親者の氏名等の削除 (第10条)	・満15歳以上の近親者は、自己の判断で、受領証等から氏名等を削除するよう市長に申し立てることができることを理解しています。	☐
宣誓等の無効等 (第11条)	・申告内容に虚偽等が判明した場合は、当該申告を無効とし、交付番号を公表することに同意します。	☐
利用できる行政サービスの担当課から本申告担当課へ照会があった場合の情報提供について同意します。		☐
申告に関する事項及び上記確認事項に関して現況確認が必要と認める場合、住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、市長が調査することに同意します。		☐
転出元の連携自治体へこの申告の内容を通知すること、本申告書の写し及び転出元の連携自治体で交付を受けた受領証等に類するものを連携自治体に送付すること並びに本市が転出元の連携自治体から宣誓時等の関係書類の写しの提供を受けることに同意します。		☐

市使用欄

様	個・免・旅・他（ ）	様	個・免・旅・他（ ）	No.
---	-------------------------	---	-------------------------	-----

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証

尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱第7条の規定により、尾張旭市ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

・宣誓をした者

年 月 日生 様

年 月 日生 様

【通称を使用している場合の戸籍上の氏名】

_____ 様

_____ 様

・近親者

年 月 日生 様

年 月 日生 様

宣誓日 _____ 年 月 日

尾張旭市長

印

第3号様式（第7条関係）

（表）

第	号
尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証明カード 尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱第7条の規定により、 お二人が宣誓されたことを証明します。 様 年 月 日生 様 年 月 日生 【通称を使用している場合の戸籍上の氏名】 様 様 宣誓日 年 月 日 尾張旭市長 印	

（裏）

証明カードの提示を受けられた方へ この証明カードは、法律上の効果が生じるものではありません。しかし、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを、尾張旭市が証するものです。 この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。また、利用者のプライバシーの保護については、十分に御配慮くださいますようお願いいたします。 【近親者の氏名等】 様 年 月 日生 様 年 月 日生
--

第4号様式（第8条関係）

尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱第8条第1項の規定により、受領証等の再交付を申請します。

- 1 再交付を申請する理由（該当する□に✓を付してください。）
□紛失 □毀損 □汚損 □その他（ ）
- 2 再交付を希望するもの（該当する□に✓を付してください。）
□受領証
□受領証明カード（□1部 □2部）

3 申請者

宣誓者		
(ふりがな)		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
(ふりがな)		
通称 *通称で宣誓した人のみ		
住所 (住民登録しているところ)		
日中の連絡先		

代筆者		
署名		代筆箇所
住所		

第5号様式（第9条関係）

尾張旭市ファミリーシップ宣誓等内容変更届

年 月 日

尾張旭市長 殿

尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱第9条の規定により、次のとおり変更があったことを届け出ます。

1 変更事項（該当する□に✓を付し、変更内容を御記入ください。）

□氏名（改姓・改名） □住所（転居・転入） □その他（ ）

（変更前） _____

（変更後） _____

2 届出者

宣誓者		
（ふりがな）		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
（ふりがな）		
通称 *通称で宣誓した人のみ		
住所 （住民登録しているところ）		
日中の連絡先		

代筆者		
署名		代筆箇所
住所		

第6号様式（第10条関係）

尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等記載内容削除申立書

年 月 日

尾張旭市長 殿

尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱第10条の規定により、受領証等から私の氏名及び生年月日を削除するよう、次のとおり申し立てます。

1 申立者

(ふりがな)	
氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
住所 (住民登録しているところ)	
日中の連絡先	

2 受領証等に係る宣誓者

宣誓者		
(ふりがな)		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
(ふりがな)		
通称 *通称で宣誓した人のみ		
住所 (住民登録しているところ)		

第7号様式（第11条関係）

尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

尾張旭市長 殿

尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱第11条の規定により、受領証等を返還します。

1 返還の理由（該当する□に✓を付してください。）

☐ パートナーシップを解消した。

☐ 宣誓者の一方が死亡した。（亡くなった方の氏名： ）

☐ 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなった。

☐ その他宣誓の対象者に該当しなくなった。

2 届出者

宣誓者		
(ふりがな)		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
(ふりがな)		
通称 *通称で宣誓した人のみ		
住所 (住民登録しているところ)		
日中の連絡先		

代筆者		
署名		代筆箇所
住所		

第1号様式（第4条関係）

第1号様式の2（第4条の2関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第10条関係）

第7号様式（第11条関係）